

大分大学教育学部附属幼稚園 いじめ防止対策基本方針

平成29年10月

1 はじめに

いじめは、それを受けた幼児・児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えると同時に、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権上重大な問題である。いじめ問題への対応は、小中学校だけでなく、幼稚園においても同様である。

本園は、いじめはどの子にも起こりうる、いじめる側にもいじめられる側にもなりうるという立場に立ち、全ての園児の尊厳を保持することを目的に、大学、保護者、その他の関係者、各機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応等に組織的かつ全力で取り組むものとする。

2 いじめのとらえ方

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。本園は、「児童等」に「幼児（園児）」が含まれていると捉える。

幼児期は、人と関わる基礎となる力を育む時期であり、周囲の大人が幼児同士の様々ないざこざを丁寧に見守りながら、幼児が自分で考えや気持ちを伝え、相手の気持ちを想像したり、認めたりする体験を通して成長していくという側面がある。しかし、集団生活を営む幼稚園においても、いざこざや友だち関係のつまずき、精神的な不安定さからいじめにつながることは十分予想される。幼児であっても、いざこざの範疇を超えるものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、幼児がより良い人間関係を築けるよう組織的に対応しなければならない。

3 基本認識と目標

いじめは、一定の背景や特徴を持つ幼児だけに認められる現象ではなく、全ての幼児に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は特定の個人ではなく全ての幼児を対象にしている。一人ひとりが安心・安全な幼稚園生活を送ることができ、豊かな個性を發揮し、自分自身と他者とを尊重できるよう成長することを目標に、いじめが生じない環境や生活の場をつくり出すことを目的として実施されなければならない。また、いじめの防止等の対策は、全ての園児がいじめを行わないことはもちろん、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた幼児の心身に深刻な影響を及ぼ

す決して許されない行為であることについて、園児がその発達段階に応じて理解できることを目標に実施されることが必要になる。

4 いじめ防止対策の基本方針

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起こらない園づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育み、園生活において生き生きと遊び、生活する幼児主体の園づくりを推進していくことにある。そのために、園児一人ひとりが自己有用感や自尊感情を育むとともにお互いを思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。

(1) 未然防止

○一人ひとりの良さを認めあう集団づくりをめざす。

・保育者は、園児一人ひとりのよさを認め、信頼関係を築くとともに、いじめを許さない見逃さない姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。

・保育者は、人との関わり方を考える場面をとらえて、他者を思いやる心やいじめを許さない心を育むよう適切な援助をする。

・保育者は、計画的に、豊かな情操や道徳的判断力を養い、お互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るための保育内容を取り入れる。（「じんけん保育」の取組など）

○遊びに満足感を持ち、幼稚園生活が楽しくなるような保育活動を行う。

・園児が主体的に取組み、自己肯定感が高まるような遊びや生活ができるよう「環境の構成」を工夫する。

・言葉や行為、制作した作品等、園児の表現を受容的・共感的に受け止め、園児が自己の存在を肯定的にとらえられるようにする。

(2) 早期発見

○子ども理解に努める。

・日頃から園児の行動を注意深く観察し、小さな変化にも気づくことができるよう努力する。

・園児同士のトラブルを見逃さず、お互いの気持ちを分かり合えるような援助をする。

・嫌な思いをしても表情や言葉で訴えられない幼児がいることを念頭に、丁寧に心情を汲み取る努力をする。

○職員間の情報交換を密にする。

・園児に関する情報の交換・共有を行う機会を定期的に設ける。（「子ども理解」会議）

・気になる園児や事案があれば臨時に情報交換の場を設ける。（臨時情報交換会）

○保護者との人間関係を築く。

・保護者との対話の機会を積極的に設け、円滑なコミュニケーション関係を築く。（毎日の

円陣での報告、円陣後の個別の会話、家庭訪問・子育てトーク)

・日頃より、園児のよさや成長の様子を伝え、相談しやすい関係づくり、雰囲気づくりに努める。

(3) いじめへの対処

○「いじめ防止対策委員会」による迅速な事実の把握・確認・対応

- ・事実の把握のための役割分担
- ・事実の把握と確認の実施、記録の保持
- ・事実の整合性の認定、記録の保持
- ・対応策の内容・手順の決定と役割分担、記録の保持 など

○当該園児の心のケア、保護者への説明、協力依頼

- ・事実を確認したうえで「いじめ防止対策委員会」を中心に、適切かつ毅然とした指導・支援・援助を行う。
- ・直ちに被害を受けた園児の安全を確保するとともに、家庭に対して当該園児を全力で守り通すことを伝え、保護者に協力を依頼する。
- ・被害を与えた園児についても、事実の受け止めができるよう心のケアをし、保護者への説明と協力を依頼する。
- ・当該園児以外の園児に対する心のケアを行う。(大学にS Cの派遣を要請する)
- ・S S Tを取り入れたり、適切な保育場面をとらえて心に響くような話をしたりして、丁寧できめの細かい事後の取組を行う。

○関係機関との連携

- ・大学との連携として、いじめが確認された場合、学部長、連携統括長(附属学校事務室)に第一報を入れ、速やかにいじめの事実と経過について報告する。
- ・重大事案については、必要に応じて、大学本部、園医、児童相談所、大分県教育委員会等と連携する。

5 いじめ防止対策委員会

○構成員

園長、教頭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、必要に応じて心理の専門家など外部人材を加える。

○役割と機能

- ・いじめの相談や通報の窓口
- ・いじめ事案への対応
- ・未然防止、早期発見、いじめの対処における取組の立案や決定
- ・職員のいじめに対する意識向上のための研修の計画、実施

(4) いじめへの対応図

